(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
出雲市斐川町荘原二二〇五番一から同市斐川町荘原一〇一番二まで	前	一一・四メートル～三八・四メートル	〇・四三九キロメートル
	後	一一・四メートル～三三・〇メートル	〇・四三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十八日

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	出雲市斐川町荘原四九番六から同市斐川町荘原一〇一番二まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十八日

○中国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
広島市安佐北区可部南一丁目一八番三から同市安佐北区大林町字台六二三番一まで	前	八・二五～三四・〇メートル	八・七九五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一八・四〇～一〇七・〇メートル	八・六〇七キロメートル	
	後	八・二五～一八・四〇メートル	八・七九五キロメートル	
	後	三四・〇メートル～一二二・〇メートル	八・六〇七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
総社市窪木字茶ノ木一〇一七番一から同市井尻野字松林八六六番四一まで	前	九・〇～三〇・〇メートル	四二〇・〇メートル	
	後	三〇・〇～六四・〇メートル	六・五二〇キロメートル	
	後	九・〇～四二・〇メートル	一・五六五キロメートル	
	後	〇・〇～一〇七・四メートル	六・五二〇キロメートル	
	後	B・C	三・四九五キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市深溝字森ノ下二九三番三から同市深溝字東向汐田一五七番六まで	前	二五・〇～五三・〇メートル	〇・二七三キロメートル
	後	二二・〇～三四・〇メートル	〇・二七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○北海道開発局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道天塩郡天塩町字ウブシ五〇四九番九から同郡幌延町字幌延三二八番一まで	前	六・五～九五・五メートル	二・六〇〇キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	五〇・五～七二・〇メートル	一・六一八キロメートル	
	後	A	六・五～九五・五メートル	二・六〇〇キロメートル
	後	B・C	一四・五～九〇・八メートル	二・五七八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百九号及び二百七十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道島牧郡島牧村字栄浜国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署三四九七林班は小班地内	前	二七・二～二九・三メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	二八・六～四八・一メートル	〇・〇一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡初山別村字初山別二九二番四から同村字初山別二八六番一まで	前	三二・七六～五八・〇メートル	〇・〇二四キロメートル
	後	三七・六八～五八・四メートル	〇・〇二四キロメートル
北海道苫前郡初山別村字初山別二六九番一地内	前	七四・七九～七七・二三メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	七四・七九～七九・二四メートル	〇・〇一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部